

令和4年度 公益財団法人秋田県女性会館 第4回理事会議事録

1 日時 令和4年11月21日(月)午後1時30分から4時まで

2 会場 秋田県女性会館 第2実技研修室(アトリオン7階)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 小玉喜久子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子  
理事 中川聖子 理事 鷺谷マツ 理事 安田英子 理事 今野謙  
理事 庄内公子 (以上9名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 山田京子 (以上1名)

4 議題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方(中期的な収支の見直し)について

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館賛助会員に関する規程(案)について

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館定款の一部変更(案)について

[報告事項]

・代表理事及び業務執行理事の職務の執行について(報告)

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。協議にあたって、出席理事に会館の現況を把握していただくため、議事を決議事項の第1号議案、報告事項、第2号議案、第3号議案、第4号議案の順に行うことを出席理事の了承を得て協議に入った。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第1号議案について、庄内業務執行理事から資料に基づき流動資産(財政調整資金)からの支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で承認された。

[報告事項]

・代表理事及び業務執行理事の職務の執行について(報告)

このことについて代表理事より資料に基づいて職務の執行状況について説明が行われ、続いて業務執行理事から資料に基づき令和4年4月から9月まで半期の収支予算実績報告が行われた。令和3年度同期と比べ事業活動収入のうち事業収益の落ち込み

が目立つこと、今年度の受取寄附金の執行率が低いこと、事業活動支出のうち事業費は収入に見合う減額となっているが、管理費のうち光熱水料費の著しい増加など、増減が顕著である科目についてその理由と対策について報告された後、質疑が行われ、第2号議案に関わることを含む現況報告として出席理事全員に了承された。

#### [決議事項]

#### 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方（中期的な収支の見直し）について

当該議案について、秋田県公益認定等委員会から秋田県未来創造部次世代・女性活躍支援課を経由して通知された「公益財団法人秋田県女性会館の法人運営に関する委員会意見について」に対する回答を令和4年12月2日（金）までに提出するため、この理事会で協議を行う旨の説明が代表理事からあった。その後、資料に基づき代表理事から公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方（中期的な収支の見直し）について、続いて業務執行理事から資料に基づき令和4年度収支補正予算についての説明が行われた。

質疑では、「秋田県公益認定等委員会の意見は前年度より危惧していた事項である」「今年度上半期の収支状況から収入不足を多額の寄附で切り抜けたとして次年度で収支状況が改善できなかった場合、再度の寄附のお願いはあり得ないのではないか」「多くの人に迷惑をかけないように解散を選んだほうが良い」などの意見があった。また、「多くの受講者は生活の一部として生涯学習に励んでおり、会館独自の長期講座が後期高齢者の健康寿命維持を支援している例が多くある」「収入の道がありながら躊躇し自らその道を断ってきたような状況が続いたが、対外的な信用を得て今後は収益事業に着手していかなければならない」「これまで収益事業申請に向けて会館に相応しい事業、初期投資が少ない事業を準備してきた。手ごたえもある」など、事業継続（解散の回避）の意見があった。引き続き真剣な熟議を続けた結果、秋田県公益認定等委員会へは、事業存続のため最大の努力することで回答書を提出することとした。今後の理事会で収益事業の実施に伴う変更認定申請事務手続、税負担、事業実施にあたっての課題解決方法などを協議、決定、実施することが決議された。

#### 第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館賛助会員に関する規程（案）について

#### 第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館定款の一部変更（案）について

第3号議案及び第4号議案について、代表理事から一括して資料に基づき説明があった。第3号議案については、賛助会員制度を設け、女性会館の目的や使命、事業に賛同し、女性会館の活動を支援してくださる賛助会員（個人並びに団体）を募集するための「賛助会員に関する規程」（案）を協議し、第1条～第15条の条文（案）は原案どおり出席理事全員一致で承認された。この決議のあと都合により2名の理事が退席し、出席理事数は7名となった。議長は定款36条の規定による定足数は6名であり決議できる条件を満たしていることを再確認の後、この「賛助会員に関する規程」施行日について協議し、過半数である5名の賛成があった令和5年4月1日とする案を決議した。

第4号議案では、第3号議案で決議された「公益財団法人秋田県女性会館賛助会員



に関する規程」を施行するには定款の一部変更が必要であるとして、定款に「第11章 賛助会員」を新設し、「(賛助会員) 第46条 この法人の目的や事業に賛同する者を、この法人の賛助会員とすることができる。2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。」の条文を追加するべき案が協議された。

なお、定款の変更は評議員会の決議によるものであり、賛助会員制度が令和5年度から運用できるよう、理事会は定款の一部変更についての議案を令和4年度末までに評議員会に示して招集することについて協議した。議長は、前議案決議の後、都合により途中退席した1名の理事を除いた理事6名で決議することについて、定款第36条の規定に定める定足数6名を満たしていることを確認し決をとった結果、過半数である4名の賛成があったので、議案のとおり決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和4年12月22日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事 高山万紀子

監事 小林章

監事 川越よし子